

ID: 115

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境課

処分の概要	あしや温泉入浴料等の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立あしや温泉の設置及び管理に関する条例 第5条の3ただし書		
例 規 番 号	平成7年条例第19号		
【根拠条文】 (入浴料等の還付) 第5条の3 既納の入浴料及び駐車場使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日